

仙台市社会的養育推進計画

令和2年3月

目次

第1章 仙台市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像.....	1
1 策定の経緯と趣旨.....	1
2 計画期間.....	2
3 計画の位置づけ・他計画との関係.....	2
第2章 当事者である子どもの権利擁護の取組	3
1 児童養護施設で代替養育を受けている子どもへのアンケート調査	3
【調査内容】	3
【アンケート調査結果】	4
(1) 通学先について	4
(2) 生活状況について.....	4
(3) 学校生活・学習・進路について	7
(4) 里親について	13
(5) 児童相談所の一時保護所での生活について.....	14
2 子どもの声を受け止め又は代弁する、子どもの権利擁護に関する仕組みの構築.....	16
第3章 子ども家庭支援体制の構築等に向けた本市の取組.....	17
第4章 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み.....	19
1 本市の子ども人口に占める代替養育を必要とする子ども数の状況	19
2 直近5年間における本市の児童相談対応件数の状況.....	19
3 直近5年間に児童相談所が一時保護した子どもの状況	21
4 現に代替養育を受けている子ども数の状況.....	21
5 新規に代替養育を受けるに至った子ども数及び措置解除された子ども数の状況.....	22
6 現に施設入所している子どものうち、里親での養育が望ましい子ども数の状況.....	22
7 児童相談所で受け付けた相談のうち、現に代替養育の対象となっていない子どもで、今後代替養育の対象となる可能性が高い子ども数.....	23
8 代替養育を必要とする子ども数の見込み	24
第5章 里親等への委託の推進に向けた取組	25
1 里親やファミリーホームでの養育が望ましい子ども数の見込み	25
2 直近5年間における登録里親数の状況	26
3 直近5年間に児童相談所が行った里親委託数の状況.....	28
4 必要となる里親数の算出.....	29
5 本市における里親委託率の数値目標	29
6 里親委託推進のための取組.....	30
7 フォスタリング業務の実施体制の構築	31
第6章 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	33
1 市内の状況.....	33

2	民間あっせん機関の状況.....	33
3	「新しい社会的養育ビジョン」で示された目標について	33
第7章	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	35
1	施設で養育が必要な子ども数の見込み	35
2	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	37
3	障害のある子どもの対応.....	37
第8章	一時保護改革に向けた取組	39
1	一時保護所の定員数・入所状況	39
2	施設への一時保護委託	41
3	里親への一時保護委託	41
4	一時保護専用施設の確保・整備	42
5	一時保護に関わる職員の育成方法と実施時期、職員の専門性向上と意識共有.....	42
6	一時保護所の環境及び体制整備について	43
7	一時保護ガイドラインを踏まえた子どもの最善の利益を守るための保護について	43
第9章	社会的養護自立支援の推進に向けた取組.....	45
第10章	児童相談所の強化等に向けた取組	47
参考	49
1	仙台市社会的養育推進計画策定経過	49
2	仙台市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 措置・里親審査部会 委員名簿	50

第1章 仙台市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

1 策定の経緯と趣旨

平成28年の児童福祉法等一部を改正する法律(平成28年法律第63号)(以下、「改正児童福祉法」という。)では、家庭養育優先原則が明確化され、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、市町村、児童相談所の体制の強化及び里親委託の推進等の措置を講ずることとされました。

また、改正児童福祉法では、子どもの権利条約の理念を取り入れて、子どもが権利の主体であること、意見が尊重されること、最善の利益が優先されること等が明記されました。

こうした改正児童福祉法の理念を具体化するため、平成29年8月には国が設置した「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、「新しい社会的養育ビジョン」が示されました。

「新しい社会的養育ビジョン」では「家庭養育優先原則」を実現するため、里親を増やすことのほか、質の高い里親養育を実現するため、児童相談所が行う里親制度に関する包括的業務(フォスタリング業務(注1))の質を高めるための里親支援事業や職員研修を強化するとともに、民間団体も担えるようフォスタリング機関事業の創設が示されました。

加えて、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親等委託率(代替養育を受けている子どものうち里親委託されている子どもの割合)75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現することが目標として示されました。

また、実家庭で養育ができない子どもや、家庭復帰に向けて努力しても実家庭に戻る事が困難な子どもについては、永続的解決(パーマネンシー保障(注2))としての特別養子縁組が有効とされており、国は概ね5年以内に年間1,000人以上の成立を目指すとしています。

これを受けて平成30年7月に国から都道府県社会的養育推進計画の策定要領などが示され、各都道府県・指定都市等は、「社会的養護の課題と将来像」に基づいて策定した既存の都道府県計画を全面的に見直し、新たに「都道府県社会的養育推進計画」を令和元年度末までに策定することが求められました。

これまで、平成27年3月に宮城県が策定した「宮城県家庭的養護推進計画」に本市も包含されていましたが、「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえて策定する計画の内容は、本市の権限において取り組むべき事項を定めるところも多いことから、宮城県と共通する事項を除き、本市は独自に計画を策定することとしました。

(注1：フォスタリング業務) 里親の募集、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭とのマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援のこと

(注2：パーマネンシー保障) 子どもに永続的な人間関係や生活の場を保障すること

2 計画期間

令和2年度（2020年度）を初年度とし、令和11年度（2029年度）までの10年間とします。

計画の期間を前期と後期に分け、令和6年度（2024年度）末に中間見直しを行います。

3 計画の位置づけ・他計画との関係

本計画は、法や国の策定要領の趣旨を踏まえながら、「仙台市すこやか子育てプラン2020」の内容と整合するものとなります。

第2章 当事者である子どもの権利擁護の取組

改正児童福祉法では、子どもが権利の主体であること、意見が尊重されること等が明記され、「新しい社会的養育ビジョン」でも子どもの権利擁護の推進に向けた取組を行うことが示されています。

そのため、本市社会的養育推進計画策定にあたって、当事者である子どもの意見を反映することや児童福祉審議会（本市の場合は社会福祉審議会児童福祉専門分科会）における子どもの権利擁護の仕組みの構築について検討する必要があります。

1 児童養護施設で代替養育を受けている子どもへのアンケート調査

社会的養育推進計画策定にあたり、当事者である子どもの意見を反映するため、児童養護施設で代替養育を受けている子どもにアンケート調査を実施しました。子どもが意見を表明しやすいよう、アンケート調査は子どもが記入した後に自ら封をして提出する方法としました。

以下には、計画策定にあたっての現状分析のため、アンケート調査結果の概要を掲載します。

【調査内容】

学年により2つに分けてアンケート調査を行いました。

■表1

調査種類	対象	配付数 ①	回収数 ②	回収率 ②／①
施設入所児童（高校生以上用）アンケート	R1.7.22 現在 児童養護施設に入所 している高校生以上	37	37	100%
施設入所児童（小中学生用）アンケート	R1.7.22 現在 児童養護施設に入所 している小学4年生以 上中学生以下	59	59	100%
合 計		96	96	100%

アンケートの設問は以下の調査結果のとおりです。高校生以上用と小中学生用で基本的には同じ内容ですが、種類により、該当しないと思われる項目を削除したり、分かりやすい表現に変更したりした項目があります。以下は高校生以上用の設問の組立てを中心に集計しています。

【アンケート調査結果】

(1) 通学先について

①通っている学校はどちらですか。

■表2 (単位：人)

高等専門学校(高専)	1
高等学校(高校)	29
支援学校(高等部)	5
学校へは通っていない	2
中学校	24
小学校	35
合 計	96

(2) 生活状況について

①生活の中で楽しいと思うこと、力を入れていることはどのようなことですか。(複数回答可)

■表3 (単位：人)

	高校生以上	小中学生	合計
本を読むこと	9	29	38
漫画を読むこと	14	36	50
ゲームなどで遊ぶこと	17	29	46
部活動・サークル活動	12	37	49
アルバイト	5		5
学習(興味があることを学ぶ、資格の勉強、塾、学校の復習など)	5	19	24
習い事(スポーツ、ダンス教室、音楽など)	5	11	16
友達と会話したり遊んだりすること	22	36	58
特にない	4	2	6
その他	3	3	6

(その他の内容)・寝ること ・走ること ・学校に行くこと ・動画を観ること ・音楽を聴くこと など

②施設の生活で良いと思うことや安心できることはありますか。(複数回答可)

■表4

(単位：人)

	高校生以上	小中学生	合計
安全が守られていること	10	32	42
施設の職員を信頼して話ができること	7	19	26
専門的な相談ができる指導員や心理士などの職員がいること	3	26	29
他の児童と一緒に場で生活できること	8	30	38
生活や学習などの支援を受けることができること	12	30	42
施設や児童相談所、学校の先生などの大人と相談しながら生活できること	8	24	32
特にない	14	12	26
その他	1	0	1

(その他の内容)・おいしいご飯が食べれること

③生活の中で心配なことなどはありますか。(複数回答可)

■表5

(単位：人)

	高校生以上	小中学生	合計
誰かに相談したいけれど相談できる人がいない	2	8	10
学校やアルバイト先の友達とうまくいかないことや不満を感じるなどがある	3	15	18
施設の他の児童との関係でうまくいかないことや不満を感じるなどがある	5	20	25
施設の職員ともっと話をしたいが、時間をとってもらえない、または相談しにくい	4	8	12
施設の職員の誰を頼ってよいのか分からない	3	4	7
施設の職員が異動などで代わってしまう	0	8	8
児童相談所の職員ともっと話をしたいが、時間を取ってもらえない、または相談しにくい	0	3	3
生活や勉強などで忙しく、疲れていたり自分の時間が十分にとれないことがある	4	9	13
イライラしたり、不安に感じたりすることがある	10	26	36
一人になれる時間がない	7	8	15
親や家族のこと	10	17	27
特にない	14	16	30
その他	2	3	5

(その他の内容)・親に会えないこと ・ネット環境が整っていないこと ・通学路で道路を渡ること など

④生活や学校のことなどについて話をできる周りの人はいいますか。(複数回答可)

■表6

(単位：人)

	高校生以上	小中学生	合計
施設の職員	15	34	49
施設の他の児童	6	11	17
学校の先生	6	28	34
学校の友達	12	26	38
児童相談所の職員	3	20	23
兄弟や姉妹	1	13	14
特にいない	12	12	24
その他	1	2	3

(その他の内容)・母親 ・スクールカウンセラー ・児相の人と話すなら女の人のほうが話しやすい

⑤施設での生活にどのくらい満足できていますか。(高校生以上 11 段階、小中学生 3 段階)

■表7

(単位：人)

	高校生以上	小中学生
10 とても満足している	3	7
9	1	/
8	1	
7	1	
6	0	
5 普通	9	42
4	10	/
3	6	
2	5	
1	0	
0 全然満足していない	1	7

⑥施設での生活の中で、どのようなことがあったら、もっと満足できると思いますか。(自由記載)

- ・スマホ、携帯を持てるようにしてほしい (10 人)
- ・こづかい、お年玉を増やしてほしい (9 人)
- ・Wi-Fi を使用できるようにしてほしい (8 人)
- ・門限を遅くしてほしい (4 人) ・食事をもっとおいしくしてほしい (4 人)
- ・ゲーム機がほしい (3 人) ・自由にさせてほしい (3 人)
- ・一人部屋にしてほしい (2 人) ・部屋にエアコンを設置してほしい (2 人) ・部屋割を自分たちで決めさせてほしい (2 人) ・他の子が静かにしてほしい (2 人)
- ・CD を聞く時間を長くしてほしい ・支援学級じゃなく普通学級に通わせてほしい ・大学受験のための塾に行かせてほしい ・筋トレマシンがほしい ・集団行動をやめてほしい ・自分の部屋をもっと広くしてほしい ・外に遊具がほしい ・持っている物の確認をしないでほしい

・施設の先生がもっとやさしく言ってほしい ・年上ではなく同じ学年の人と同じ部屋にしてほしい ・出掛けるのを多くしてほしい ・ゲームできる時間をのばしてほしい ・悪いことをした人をちゃんと注意してほしい ・ケンカがなくなってほしい ・物にやつあたりしたり壊したりする人がいるのでやめてほしい ・家族と外出や外泊をできるようにしてほしい など

(3) 学校生活・学習・進路について

①学校生活を楽しんでいますか。

■表8

(単位：人)

	高校生以上	小中学生	合計
楽しんでいる	13	28	41
どちらかといえば、楽しんでいる	6	12	18
どちらでもない	9	7	16
どちらかといえば、楽しんでいない	4	1	5
楽しんでいない	2	10	12

②学校での勉強について、どのように感じていますか。

■表9

(単位：人)

	高校生以上	小中学生	合計
ほとんど分かる	17	17	34
理解できないこともあるが、施設の職員や塾などに教えてもらおうと、だいたい分かる	11	21	32
施設の職員や塾の先生などに教えてもらっても分からないことが多い	1	12	13
施設の職員や塾の先生などに教えてもらう機会がなく、一人では分からない	4		4
その他	1	7	8

(その他の内容) ・どうでもいいと思っている ・やりたくない ・分からないこともあるが学校の先生にきけば分かる

③学校での勉強のほかに、1日、どれくらいの時間勉強していますか

■表 10

(単位：人)

	高校生以上		小中学生	
	学校がある日	休みの日	学校がある日	休みの日
3 時間以上	3	3	3	4
2 時間以上 3 時間より少ない	1	1	7	7
1 時間以上 2 時間より少ない	3	7	10	11
30 分以上 1 時間より少ない	5	5	17	14
30 分より少ない	5	7	9	13
まったくしない	13	9	7	3
分からない	3	3	5	4

④学校での生活で心配なことはありますか。

■表 11

(単位：人)

	高校生以上	小中学生	合計
学校の授業が分からない、つまらない	6	15	21
部活動に参加しているが、楽しくない	3	1	4
部活動に参加したいが、参加できない	0	0	0
友達があまりできない	0	5	5
友達はいるが人間関係に不安がある	8	5	13
特にない	18	31	49
その他	1	3	4

(その他の内容)・自分以外全員スマホを持っている ・たまに友達にいじめられる ・人間関係

【⑤～⑧はアルバイトをしている高校生以上のみ回答】

⑤アルバイトはどのくらいの時間行っていますか。

回答者計5人 週2日程度(4人)、週3日程度

(学校がある日) 18時から22時

(休みの日) 8時半から15時、9時から15時、10時から18時、11時から17時、
13時から22時

⑥貯金の目標金額はありますか。

回答者計6人 100万円(2人)、60万円、50万円(2人)、6万円

⑦どのような理由でアルバイトをしていますか。（複数回答可）

■表 12

（単位：人）

	回答者計7人
交友関係を広げることができる	3
働くことで様々な経験を積むことができる	6
自分が社会的に必要とされ、お給料をもらえることにやりがいを感じる	5
就職等の進路に関連する仕事を体験することができる	1
自立に向けて生活費を貯める必要がある	6
進学に向けて入学金や授業料を貯める必要がある	2
その他	0

⑧アルバイトをすることについて、どのように感じていますか。

■表 13

（単位：人）

	回答者計7人
様々な良い点があり、貯金する必要がなくても、今と同様の時間、アルバイトをしたい	5
様々な良い点はあるが、貯金する必要がなければ、今よりも他のことに時間や力を使いたい	1
貯金する必要がなければ、アルバイトはしたくない	1
その他	0

⑨【高校生以上】進路を選ぶことについてどう感じていますか。（複数回答可）

【小中学生】将来、仕事をする事について、どう考えていますか。（複数回答可）

■表 14

（単位：人）

	高校生以上	小中学生	合計
進学先や就職先は決まっている（やりたい仕事が決まっており、それに向けて勉強をしている）	7	19	26
自分がやりたいこと、得意とすること、苦手なことなどを考えた上で進路の方向性を考えている	14	17	31
どのような業界や仕事があるのか分からない	2	7	9
関心がある仕事はあるが、自分にできるのか、どうすればなれるのか分からない	3	7	10
選択肢が多すぎて、何を選択すればよいのか分からない	3	14	17
やりたいことや、自分ができることについて明確なイメージを持ってない	3	3	6
現在生活することに一生懸命で、将来のことは考えられない	0	8	8
その他	3	6	9

（その他の内容）・やりたい仕事は決まっているけどそれに向けて勉強はしていない（2人）

- ・夢があるがそれに向けて勉強はしていない
- ・専門学校か大学か迷っている
- ・考えたことがない

⑩【高校生以上のみ】就職・進学どちらを希望していますか。

■表 15

（単位：人）

	高校生以上
進学希望（大学・短期大学・高等専門学校・専修学校など）	15
就職希望	7
わからない	3

⑪【小中学生のみ】将来、どの学校まで行きたいですか。

■表 16

（単位：人）

	小中学生
中学校	1
高校	23
大学や専門学校等	19
その他	0
わからない	13

⑫将来のことや現在の悩みなど、自分の考えや意見を聞いてくれる大人の人はいますか。(複数回答可)

■表 17

(単位：人)

	高校生以上	小中学生	合計
施設の職員	18	30	48
学校の先生	17	24	41
児童相談所の職員	2	17	19
アルバイト先の大人	2		2
その他の大人	2	12	14
誰もいない	1	4	5
意見を聞いてほしいと思っことがない	5	6	11
わからない	7	11	18

⑬児童相談所や施設の職員ではない、中立的な立場の大人が自分の意見を聞いてくれ、自分の代わりに児童相談所や施設に意見を伝えてくれる制度（アドボケイト）が必要だと思いますか。

■表 18

(単位：人)

	高校生以上	小中学生	合計
必要であり、制度があればぜひ利用したい (小中学生：あるといいと思う)	3	20	23
必要だと思うが、自分が利用するかどうかはわからない	9		9
どちらともいえない	5		5
必要ない	10	14	24
わからない	8	21	29
その他	0		0

⑭児童相談所や施設の職員ではない、中立的な立場の大人が自分の意見を聞いてくれ、自分の代わりに児童相談所や施設に意見を伝えてくれる制度（アドボケイト）を利用する場合、どのような方法が利用しやすいと思いますか。(複数回答可)

■表 19

(単位：人)

	高校生以上	小中学生	合計
自分で手紙を出す	4	14	18
自分で電話をする	3	9	12
施設の職員に伝えて電話をしてもらう	0	18	18
定期的に中立的な立場の大人が施設に来て、話を聞いてくれる	7	15	22
わからない	22	17	39
その他	2	1	3

(その他の内容)・アンケートをとればよいと思う ・いらぬ

⑮【高校生以上のみ】退所後の進路（退所の見通し）について、一緒に考えてもらえる人はいますか。
（複数回答可）

■表 20

（単位：人）

	高校生以上
施設の職員	19
学校の先生	9
児童相談所の職員	2
アルバイト先の大人	1
その他の大人	4
誰もいない	0
一緒に考えてもらおうと思ったことがない	4
わからない	8

⑯施設を退所した後に、どのような支援があると安心できると思いますか。（複数回答可）

■表 21

（単位：人）

	高校生以上	小中学生	合計
生活していて分からないことや困った時に気軽に相談できるところがあること	18	29	47
人間関係や仕事上のトラブルなどがあった時に相談できるところがあること	11	14	25
学費や生活費について相談できるところがあること	17	21	38
不安になった時に、友達と相談できること	12	10	22
心理士や指導員などの施設の職員に引き続き相談ができること	6	14	20
その他	3	3	6
わからない		14	14

（その他の内容）・特に必要ない（3人） ・一切関わらないこと ・買い物 ・お金等の支援

⑰自分達への支援として、どのような支援があると有効であると感じますか。施設で生活しているとき、施設を退所した後のどちらのことで構いません。（自由記載）

- ・気軽に何でも相談にのってくれたり、どうすればいいのかなどを一緒に考えてくれたらいい（5人）
- ・中学校の同級生はスマホを持ち始めていて、部活等の連絡もスマホが主流になりはじめています。今の施設は携帯を持つのが高1からなので、もう少し早く持てるようになるといい（3人）
- ・金銭面の支援（2人） ・電化製品や生活用品などの物資の援助（2人） ・子どものやりたいことを普通にできるようにする（2人）
- ・施設で生活した話に触れないこと ・中学生までは十分すぎるほどの支援があり、高校に合格するために塾に行くことができたが、高校生になると、塾や予備校に行くお金はどこからも出ないため、1人で勉強しなくてはいけなくなったので、支援を得られることを強く望む ・家族に会って遊びた

い ・特に小さい子が不満とかがあった時に、何かを壊しても大丈夫な場所を作って月一回やって欲しい ・安心して暮らせる家 ・施設退所後お母さんの所に戻りたい ・長期休みとかに、もっと外に出かけられるようにしてほしい ・ケンカするのをやめてほしい ・名誉 ・里親の家で暮らす ・エアコンを付けてほしい ・ゲームの時間を延ばしてほしい ・様子を見てほしい ・特にないけど色々と応援してほしい など

(4) 里親について

①里親について知っていますか

■表 22

(単位：人)

	高校生以上	小中学生	合計
知っている	20	27	47
聞いたことあるが、どのようなものかは知らない	5	13	18
知らない	7	16	23

②今の施設で生活することになった時に、施設と里親の家庭のどちらで生活したいかなど、今後の希望を児童相談所の担当者から聞かれましたか。

■表 23

(単位：人)

	高校生以上	小中学生	合計
聞かれたことはなかった	14	25	39
聞かれたことがあり、施設での生活を希望した	1	2	3
聞かれたことがあり、里親の家庭での生活を希望したが、施設で生活することになった	2	1	3
覚えていない	13	26	39
その他	0	1	1

③里親の家庭で生活することについて、良いと感じることはありますか。(複数回答可)

■表 24

(単位：人)

	高校生以上	小中学生	合計
施設ではなく家庭で生活できること	10	22	32
毎日、里親という決まった大人と一緒に生活できること	2	7	9
他の子どもと一緒にではなく、少ない人数で生活できること	8	14	22
生活したことがないので分からない	19	28	47
その他	4	4	8

(その他の内容) ・施設のようにきまりが多くないので、ある程度自由に生活できる (2人)

・生活したくない安心感がない (2人) ・スマホを持てる

④里親の家庭で生活することについて、不安であると感じることはありますか。(複数回答可)

■表 25

(単位：人)

	高校生以上	小中学生	合計
いろいろな施設の職員と話や相談ができる今の環境とは変わること	3	14	17
施設の友達と生活できなくなること	3	10	13
家庭で里親という決まった大人と生活すること	1	9	10
施設での生活ルールなどが自分に合っているの で、これまでの生活と変わること に不安がある	1	9	10
生活したことがないので分からない	24	29	53
その他	4	4	8

(その他の内容)・不安はない(3人) ・生活する気はない ・知らない人と毎日生活したら心細くなって不安になると思う ・里親との人間関係

(5) 児童相談所の一時保護所での生活について

①児童相談所の一時保護所で生活していたことを覚えていますか。

■表 26

(単位：人)

	高校生以上	小中学生	合計
覚えている	17	37	54
覚えていない	4	7	11
児童相談所の一時保護所で生活したことはない	7	6	13
わからない	4	8	12

②【表 26 で覚えていると回答した子どもにのみ質問】児童相談所の一時保護所で生活して、よかったことはどんなことでしたか。(複数回答可)

■表 27

(単位：人)

	高校生以上	小中学生	合計
安全に過ごせたこと	6	20	26
食事を食べられたこと	3	15	18
他の子どもと一緒に暮らせたこと	1	15	16
勉強を教えてもらったこと	4	15	19
よかったことは何もない	8	10	18
その他	3	2	5

(その他の内容)・ゲームができたこと(3人) ・本があったこと(2人) ・保護所の先生や児相の先生と遊んだこと

③【表 26 で覚えていると回答した子どもにのみ質問】児童相談所の一時保護所での生活で嫌だったことはどんなことでしたか。（複数回答可）

■表 28

（単位：人）

	高校生以上	小中学生	合計
自由に外にでられなかったこと	15	28	43
食事の時間や寝る時間などが決まっていたこと	9	23	32
他の子どもと一緒に暮らしたこと	6	9	15
学校に行けなかったこと	11	24	35
自分の話や意見をきちんと聞いてもらえなかったこと	5	12	17
職員の対応	6		6
嫌だったことは何もない	0	5	5
その他	4	5	9

（その他の内容）・他の人と話すとき注意されたこと（2人） ・親と会えなかったこと（2人）
 ・全て（2人） ・服装がジャージだったこと ・物事が勝手に決められたこと など

④【表 26 で覚えていると回答した子どもにのみ質問】児童相談所の一時保護所での生活をよくするために、どういうふうになるとよいと思いますか。（自由記載）

- ・近くの学校などへ通って、勉強に遅れがでないようにしてほしい（4人）
- ・自由時間や自由時間でできることを増やす（3人） ・寝る時間を 22 時など遅くしてほしい（3人）
- ・自由に外に出られるようにしてほしい（2人） ・日曜日に職員と公園に出掛けるなど、気分をリフレッシュさせる活動があればよい（2人） ゲームを新しくする（2人）
- ・おいしいごはんを作ってもらおう ・アンケートで意見をきく ・どんなことをしても無駄 ・ルールがたくさんあるのは仕方がないので、みんながきちんと守って、話を聞いて行動すればいい
- ・出会ったばかりの仲良くない人たちと狭い空間で過ごすのはリラックスできないので、広い空間でのんびりゆったり過ごせるほうがよい ・ケンカをすると嫌な気持ちになるからケンカをしない ・もっと楽しい一時保護所にしたらよい ・意見をしっかりと聞いてもらう ・日中TVを観られるようにする ・男性女性関係無く話しをできるようにしてほしい など

2 子どもの声を受け止め又は代弁する、子どもの権利擁護に関する仕組みの構築

これまでも児童養護施設等に入所する子どもに、子どもの権利ノートを配付したり、施設内に意見箱を設置したりするなど、子どもの意見を聴く取り組みを行ってきましたが、施設や児童相談所職員以外の第三者による意見聴取や権利擁護に関する仕組みを検討する中で、子どもへのより丁寧な説明が求められています。

【現状】

- 平成30年7月に決定された『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の中では、子どもの権利擁護に関する仕組みの構築が求められています。
- 本市アンケート結果（表18）において、約4分の1の子どもが代弁制度（アドボケイト（注3））が必要である（あるといい）と答えている反面、約4分の1の子どもが必要ないと答えています。

（注3：アドボケイト）意見表明が困難な子どもなど、本来個人がもつ権利をさまざまな理由で行使できない状況にある人に代わり、その意見を代弁し、権利を擁護・実現を支援する機能

【課題】

- 平成28年10月施行の改正児童福祉法により、児童福祉審議会（本市の場合は社会福祉審議会児童福祉専門分科会）が子どもから意見聴取できるようになり、そのための体制整備が求められています。
- 本市アンケート結果（表18）から、代弁制度（アドボケイト）が必要であると答えている子どもとほぼ同数の子どもが必要ないと答えており、普段会うことが少ない大人では、自身の複雑な心情を十分に理解して適切な表現で自身の思いを代弁できるとは考えていないことや、意見表明が自身の権利であることの認識が不十分であると考えられます。

【対応】

- 国は子どもの意見表明権を保障する仕組みとして、令和元年の児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）の施行（令和2年4月1日）後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとするとしており、本市においても国の検討内容を踏まえて対応を検討します。
- 子どもに対し、自身の権利に関する理解をより深めてもらうための方法を検討します。

第3章 子ども家庭支援体制の構築等に向けた本市の取組

改正児童福祉法では、家庭養育優先の理念が規定され、子どもが家庭で心身ともに健やかに養育されるために、地域の変化及び家族の変化を踏まえた、社会全体での家庭への養育支援の構築が求められています。

また、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援のための子育て世代包括支援センターや子ども・家庭に対する必要な支援を適切に行うための拠点として市区町村子ども家庭総合支援拠点を設置することや、虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として児童家庭支援センターの設置も求められています。

また、平成30年3月に東京都目黒区、平成31年1月に千葉県野田市で発生した児童虐待による死亡事件を受け、児童虐待に対する社会の関心が高まりましたが、いずれの事案についてもDV被害が児童虐待の背景にあったことを踏まえ、児童虐待への対応とDV被害への相談対応や支援が連携して行われることが求められています。

【現状】

- 子育て世代包括支援センターは設置済です。
- 『児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）』では、市町村子ども家庭総合支援拠点について、令和4（2022）年度までに全市町村に設置するとされています。
- 要保護児童対策地域協議会において、各区保健福祉センター及び宮城総合支所、児童相談所、学校、民生委員児童委員等、関係機関や地域との連携を進めています。
- 発達障害等に関する相談も増加傾向にあり、発達相談支援センター（アーチル）や子育て支援機関等が連携し支援を行っています。
- 児童虐待への対応とDV被害への相談対応や支援を連携して行っています。
- 仙台市子ども・子育て会議を設置し、本市の子ども・子育て支援に係る総合的な計画である「仙台市すこやか子育てプラン」の進捗状況を審議いただきながら、各種施策の展開を図っています。

【課題】

- 子ども家庭総合支援拠点は未設置です。
- 児童家庭支援センターは未設置です。
- 児童虐待対応件数が増加するなか、さらなる関係機関の連携と家庭支援の拡充が求められています。
- 面前DVによる心理的虐待が増加しています。

【対応】

- 子ども家庭総合支援拠点を各区保健福祉センター及び宮城総合支所に設置するとともに、既に運営されている子育て世代包括支援センター等と連携し、「子ども家庭応援センター」として養育上の課題を抱える子育て世帯への総合的な支援を行います。

- 児童養護施設や乳児院における高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取り組みの中で、児童家庭支援センターの設置を検討します。
- 学校や保育所と各区保健福祉センター又は児童相談所への情報共有とその後の支援のあり方について整理します。
- 子育て支援ショートステイ事業について、里親への委託や、児童養護施設等への専用ユニットの設置など、利用拡充を図る検討を行います。
- 各区保健福祉センターとひとり親家庭等相談支援センターとの連携を強化します。
- 学校や保育所等の職員向けの児童虐待防止、社会的養護に関する研修を充実します。
- 母子生活支援施設を活用した特定妊婦（注 4）への支援を検討します。

（注 4：特定妊婦）出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

第4章 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

里親委託推進や、施設の小規模かつ地域分散化、高機能及び多機能化・機能転換に向けた取組を検討するにあたり、様々な事情から実家庭で養育できず、乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホーム（注5）で養育する代替養育を必要とする子ども数の見込みについて、近年の子どもをとりまく状況を踏まえて算出します。

（注5：ファミリーホーム）児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模児童養育事業のことで、主に養育里親としての経験を有する者が自らの住居をファミリーホームとして実施し、委託児童5～6人を養育します

1 本市の子ども人口に占める代替養育を必要とする子ども数の状況

本市の児童（18歳未満）人口は減少の一途をたどっています。

一方、代替養育児童数は増加しており、児童人口に対する割合も増加しています。

■表29 児童人口及び代替養育児童数推移

（単位：人）

年度	H18	H20	H28	H29	H30
児童人口	169,959	167,585	165,576	164,380	163,188
代替養育児童数	197	202	226	238	249
割合	0.116%	0.121%	0.136%	0.145%	0.153%

各年度1月1日現在の児童人口及び3月31日現在の代替養育児童数

出典：（児童人口）宮城県ホームページ 市町村、男女、年齢5歳階級別人口（各年度1月1日現在）

（代替養育児童数）仙台市子供未来局子供家庭支援課調査

2 直近5年間における本市の児童相談対応件数の状況

児童相談所では、虐待や父母の離婚、保護者の病気や死亡等により家庭での養育が困難な児童について、家庭や関係機関等から相談を受けています。

児童相談所では、児童福祉司による家族への指導・助言や各区保健福祉センター等との連携によって養育環境の改善を図り、児童を一時保護し、児童養護施設等への入所や里親委託等によりそれぞれの児童に必要な養育環境の調整をしています。

また、児童心理司による児童の心理的ケアや親子分離に至らない虐待を受けた児童については各区保健福祉センター、保育施設、学校、民生委員児童委員等との連携による援助を行っています。

児童相談所における相談件数は5年で約1.75倍、各区保健福祉センターにおける要保護児童対策地域協議会の台帳に登録された児童人数は5年で約1.5倍、特定妊婦は約2倍と大きく増加しています。

■表 30 児童相談所における養護相談件数推移 (単位：件)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
養護相談	1,284	1,571	1,634	1,812	2,254

出典：仙台市子供未来局事業概要

■表 31 児童相談所における児童虐待相談件数推移 (単位：件)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
身体的虐待	165	174	213	206	250
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	128	157	143	147	229
性的虐待	18	8	3	6	9
心理的虐待	262	314	384	338	430
計	573	653	743	697	918

出典：仙台市子供未来局事業概要

■表 32 各区における要保護児童対策地域協議会の台帳登録件数推移 (単位：世帯、人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
世帯数	224	300	348	334	293
児童人数	371	483	518	607	561
特定妊婦	87	107	136	173	172

各年度1月末現在

出典：(特定妊婦以外) 仙台市子供未来局事業概要 (特定妊婦) 仙台市子供家庭支援課調査

3 直近5年間に児童相談所が一時保護した子どもの状況

児童相談所が一時保護した子どもの数については、5年間で1.5倍になっています。そのため、里親や乳児院、障害児短期入所事業所等への一時保護委託が増加しています。

■表 33 一時保護の実施状況推移

(単位：人、日)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
保護実人数(a)	117	135	115	142	170
延べ保護日数(b)	4,069	4,796	3,513	5,074	5,235
一人当たりの保護日数 (b/a)	34.8	35.5	30.5	35.7	30.8

保護実人数には次年度に繰越した人数は計上していない

出典：仙台市子供未来局事業概要

4 現に代替養育を受けている子ども数の状況

代替養育を受けている子ども数は、増加傾向にあります。

平成29年度と平成30年度は、新規に代替養育を受けた子ども数(表35)に比べ、代替養育を解除された子ども数(表36)が少ないため、代替養育を受けている子どもが増加しています。

里親等委託率も増加傾向にあります。平成30年度は特別養子縁組成立件数の増加等により、前年度より、里親委託率が減少しました。

■表 34 代替養育を受けている子ども数推移

(単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
乳児院	35	36	39	33	36
児童養護施設	126	131	127	136	144
里親・ファミリーホーム ※かっこ内はファミリーホームで内数	50(4)	60(5)	60(6)	69(7)	69(7)
計	211	227	226	238	249
里親等委託率	23.7%	26.4%	26.5%	29.0%	27.7%

各年度末現在の子どもの数

出典：仙台市子供未来局事業概要

5 新規に代替養育を受けるに至った子ども数及び措置解除された子ども数の状況

■表 35 代替養育を新規に受けた子ども数推移

(単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
乳児院	23	24	26	22	19
児童養護施設	27	37	28	29	42
里親・ファミリーホーム ※かっこ内はファミリーホームで内数	7(3)	17(1)	25(1)	28(3)	18
計	57	78	79	79	79

各年度の措置開始子ども数

出典：(ファミリーホーム以外) 仙台市子供未来局事業概要
(ファミリーホーム) 仙台市子供家庭支援課調査

■表 36 代替養育を解除された子ども数推移

(単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
乳児院	22	17	23	28	16
児童養護施設	39	32	29	25	31
里親・ファミリーホーム ※かっこ内はファミリーホームで内数	9(1)	7	25	12(2)	17
計	70	56	77	65	64

各年度の措置解除子ども数

出典：(ファミリーホーム以外) 仙台市子供未来局事業概要
(ファミリーホーム) 仙台市子供家庭支援課調査

6 現に施設入所している子どものうち、里親での養育が望ましい子ども数の状況

現に施設入所している子ども 180 人(表 34 のとおり、乳児院 36 人と児童養護施設の 144 人の合計)のうち、長期間措置されている子ども数は表 37 のとおり、乳児院 28 人、児童養護施設 99 人の合計 127 人となっており、全体の約 70%を占めることになります。

表 38 のとおり、現に施設に入所している子どものうち医療的ケアを必要とする子どもや、行動の問題等の理由から里親等での養育困難な子ども、年長で「親族以外の家庭」に対する拒否感が強い子ども、障害児入所施設が適当な子ども、児童自立生活援助事業(自立援助ホームへの入所)が適当な子どもを除いた子どもの数は 54 人と推計できることから、全体の 30%の子どもが里親での養育が望ましい子どもであると考えられます。

■表 37 乳児院・児童養護施設に長期間措置されている子ども数 (単位：人)

乳児院に半年以上措置されている乳幼児数	28
児童養護施設に乳児院から措置変更された乳幼児数	6
児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数	12
児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども数	81
計	127

H30 年度末現在の状況。仙台市児童相談所調査

■表 38 現に施設入所している子どものうち里親での養育が望ましい子ども (単位：人)

	施設入所者 (a)	長期間措置者 (b)	施設養護が 適当な者 (c)	障害児入所 施設が適当 な者(d)	児童自立生活 援助事業 による支援 が適当な者 (e)	里親での 養育が 望ましい者 (f=b-c -d-e)
0～2 歳	27	19	4	2	0	13
3 歳～ 就学前	30	27	9	2	0	16
学童期以降	123	81	40	5	11	25
合計	180	127	53	9	11	54

H30 年度末現在の状況。仙台市児童相談所調査

7 児童相談所で受け付けた相談のうち、現に代替養育の対象となっていない子どもで、今後代替養育の対象となる可能性が高い子ども数

代替養育の対象とすべきであるが、親の同意が得られないなどの理由で、在宅支援をしている子どもが表 39 のとおり、令和元年 8 月 1 日現在で 41 人います。

■表 39 今後代替養育の対象となる可能性の高い子ども数 (単位：人)

0～2 歳	7
3 歳～就学前	12
学童期以降	22
計	41

R1 年 8 月 1 日現在の状況。仙台市児童相談所調査

8 代替養育を必要とする子ども数の見込み

本市の児童（18歳未満）人口は減少の一途をたどっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後もその傾向は続く見込みです。

一方、代替養育児童数は増加しており、児童人口に対する割合も増加しています。平成20年度から平成30年度までの10年間に代替養育を必要とする子どもの割合はおおよそ年0.003%ずつ増えていきます。表40は令和元年度以降も同程度の割合で増えていくとした場合の見込み数です。

なお、児童養護施設等に入所している子どもの家庭復帰や、第3章に記載した子育て家庭の支援を充実させることなどにより、表40の見込み数をできる限り下回るよう取り組むことが重要です。

■表40 児童人口の見込みと代替養育を必要とする子ども数の見込み

(単位：人)

年度	H20	H30	R1	R2	R3	R4	R5
児童人口	167,585	163,188	158,463	156,477	154,481	152,486	150,490
代替養育児童数合計	202	249	247	249	251	252	254
0～2歳	—	33	32	35	35	35	36
3歳～就学前	—	40	40	42	43	43	43
学童期以降	—	176	175	172	173	174	175
児童人口における代替養育を必要とする子どもの割合	0.121%	0.153%	0.156%	0.159%	0.162%	0.165%	0.169%

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
児童人口	148,495	146,499	144,383	142,267	140,151	138,035
代替養育児童数合計	255	256	257	258	259	259
0～2歳	36	36	36	36	36	36
3歳～就学前	43	44	44	44	44	44
学童期以降	176	176	177	178	179	179
児童人口における代替養育を必要とする子どもの割合	0.172%	0.175%	0.178%	0.181%	0.185%	0.188%

H20とH30は各年度1月1日現在の児童人口及び3月31日現在の代替養育児童数

出典：(H20・30) 宮城県ホームページ 市町村、男女、年齢5歳階級別人口(各年度1月1日現在)

R1年度以降は、推定値。児童人口の出典：国立社会保障・人口問題研究所

第5章 里親等への委託の推進に向けた取組

児童福祉法が定める「家庭養育優先原則」は、子どもの最善の利益を実現するため、子どもを家庭において養育することが困難、又は適当でない場合には、子どもを「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるようにするものです。このため、代替養育を必要とする子どもについては里親やファミリーホームへの委託を推進する必要があります。

本市アンケート結果（表 24）においても、施設で生活する約3分の1の子どもが、施設ではなく家庭で生活できることが良いと感じると答えています。

「家庭養育優先原則」を実現するためには、その受け皿となる里親を増やすとともに、質の高い里親養育を提供する必要があります。そのために新たな里親の開拓や、里親への研修や支援等の一連の業務を一貫して行うフォスタリング機関の確保等の取組を行うことが求められています。

そのため、里親やファミリーホームでの養育が望ましい子ども数の見込みと里親の状況を踏まえ、本市における里親等委託率の目標設定を行い、里親委託推進のための取組を行う必要があります。

1 里親やファミリーホームでの養育が望ましい子ども数の見込み

各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込みは表 40 のとおりです。現に施設入所している子どものうち里親での養育が望ましい子ども数は表 38 の f のとおりです。これに、平成 30 年度末に里親等で代替養育を受けている子どもの数を加え、これらの子ども全員が里親に委託された場合の委託率は、表 41 のとおりです。

■表 41 里親やファミリーホームでの養育が望ましい子ども数 (単位：人)

	代替養育児童数 (a)	うち里親等委託数 (b)	現に施設入所している子どものうち里親での養育が望ましい子ども数(c)	里親委託が望ましい子ども数 (d=b+c)	里親委託が望ましい子どもが全員里親委託された場合の委託率 (d/a)
0～2 歳	33	6	13	19	57.6%
3 歳～就学前	40	10	16	26	65.0%
学童期以降	176	53	25	78	44.3%
合計	249	69	54	123	49.4%

H30 年度末現在の状況

仮に表 41 の割合で代替養育が必要な子どもが令和 11（2029）年度に全員里親等に委託され、令和 6（2024）年度にはその増加数の半数を里親等に委託した場合の見込み数が表 42 のとおりであり、令和 11（2029）年度に 128 人の子ども全員を里親やファミリーホームに委託する場合は、令和元（2019）年度の 69 人から、新たに 59 人の新規措置が必要となります。

■表 42 里親やファミリーホームでの養育が望ましい子ども数の見込み

(単位:人)

年度	R1(2019)			R6(2024)			R11(2029)		
	代替 養育 児童数 見込	うち 里親等 委託数 見込	里親等 委託率	代替 養育 児童数 見込	里親等 委託 必要数 見込	里親等 委託率	代替 養育 児童数 見込	里親等 委託 必要数 見込	里親等 委託率
0～2歳	32	6	18.8%	36	14	38.9%	36	21	57.6%
3歳～ 就学前	40	10	25.0%	43	19	44.2%	44	28	65.0%
学童期以降	175	53	30.3%	176	66	37.5%	179	79	44.3%
合計	247	69	27.9%	255	99	38.9%	259	128	49.4%

R元年度の里親等委託数見込はH30年度末と同数とした

2 直近5年間における登録里親数の状況

登録里親数は年々増加傾向にありましたが、平成29年度は、養子縁組里親の研修の取扱いの見直しの影響を受け、この年のみ前年度より減少しています。

■表 43 登録里親(世帯)数推移

(単位:世帯)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
養育里親(注6) ※かっこ内は親族による 養育里親数で内数	93(5)	99(6)	96(8)	98(5)	101(5)
専門里親(注7)	10	11	11	10	10
親族里親(注8)	8	7	8	8	10
養子縁組里親(注9)	42	53	56	34	45
登録者総数	144	159	160	140	156

複数の種別に登録している里親もいるため、登録者総数は各里親の合計と一致しません

出典:(親族による養育里親数以外)福祉行政報告例

(親族による養育里親数)仙台市児童相談所調査

(注6:養育里親)養子縁組を前提とせず、保護を要する児童の社会的養護を担う里親。経済的に困窮しておらず、里親希望者とその同居人が欠格事由に該当していないこと、国が指定する「養育里親研修」を修了していることが必要となる

(注7：専門里親) 虐待などにより心身に有害な影響を受けた児童を2年以内の期限を定め養育する里親。3年以上里親として児童を養育した経験があること、3年以上児童福祉事業の仕事に従事したことがある等の要件がある。また、里親登録申請にあたり国が指定する「専門里親研修」を修了していることが必要となる

(注8：親族里親) 児童の扶養義務者(祖父母、兄弟姉妹等)及びその配偶者である親族になることができる里親。両親が死亡、行方不明になるなど、やむを得ない事情があるときに限定される。

なお、扶養義務のない親族(おじ、おば等)になる場合は、「親族による養育里親」となる

(注9：養子縁組里親) 養子縁組により、児童の養親となることを希望する里親。国が指定する「養子縁組里親研修」を修了していることが必要

■表 44 新規登録里親(世帯)数推移 (単位：世帯)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
養育里親	11	10	8	12	9
専門里親	0	2	0	1	0
親族里親	1	0	1	1	2
養子縁組里親	8	13	5	8	11
新規登録者総数	20	23	14	21	22

複数の種別に登録している里親もいるため、登録者総数は各里親の合計と一致しません

出典：福祉行政報告例

■表 45 登録取消里親(世帯)数推移 (単位：世帯)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
養育里親	6	6	11	8	6
専門里親	0	0	0	2	0
親族里親	2	1	0	1	0
養子縁組里親	2	1	2	27	0
登録取消者総数	10	8	13	36	6

複数の種別に登録していた里親もいるため、登録者取消総数は各里親の合計と一致しません

出典：福祉行政報告例

3 直近5年間に児童相談所が行った里親委託数の状況

子どもが委託されている里親及び、里親に委託されている子どもは、増加傾向です。

■表 46 子どもが委託されている里親（世帯）数推移 (単位：世帯)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
養育里親 ※かっこ内は親族による 養育里親数で内数	26(5)	31(6)	34(8)	34(5)	38(4)
専門里親	1	1	1	4	3
親族里親	8	7	8	8	10
養子縁組里親	1	4	2	5	2
委託されている里親総数	36	42	44	51	52

複数の種別に登録している里親に、種別が異なる子どもが委託される場合があるため、里親総数は各里親の合計と一致しない年度があります

出典：（親族による養育里親数以外）福祉行政報告例

（親族による養育里親数）仙台市児童相談所調査

■表 47 里親に委託されている子ども数推移（里親種別） (単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
養育里親 ※かっこ内は親族による 養育里親数で内数	26(6)	37(7)	39(9)	36(6)	41(4)
専門里親	1	1	1	5	3
親族里親	17	12	13	12	14
養子縁組里親	2	5	3	9	4
計	46	55	56	62	62

出典：（親族による養育里親数以外）福祉行政報告例

（親族による養育里親数）仙台市児童相談所調査

■表 48 里親に委託されている子ども数推移（子ども年齢別）

（単位：人）

年度	H26	H27	H28	H29	H30
就学前	5(1)	12(2)	12(1)	18(2)	16(1)
学童期以降	41(2)	43(2)	44(3)	44(3)	46(4)
計	46(3)	55(4)	56(4)	62(5)	62(5)

※かっこ内は障害のある子ども数で内数

出典：（障害のある子ども数以外）福祉行政報告例

（障害のある子ども数）仙台市児童相談所調査

4 必要となる里親数の算出

前述のとおり、令和 11（2029）年度には、現状に加えて 59 人の子どもを里親やファミリーホームへ委託する場合、1 世帯に 1 人の子どもが委託されるとすると 59 世帯の里親が必要となりますが、実際は 1 世帯に 2 人以上委託されることもあります。平成 31 年 3 月 31 日現在では、2 人以上委託されている里親やファミリーホームに委託されている 2 人目以降の子どもの割合は 23.7%です。

59 人について同程度の割合で 2 人以上同じ里親に委託されると仮定した場合には、必要な里親数は 45 世帯となります。

表 43「登録里親（世帯）数」に示すように、平成 30 年度末で 156 世帯の里親が登録されていますが、表 46「児童が委託されている里親（世帯）数」に示すように委託を受けているのは 52 世帯であり、104 世帯が未委託の状況であることを踏まえれば、十分な数が確保されているといえます。

しかしながら、子どもを里親に委託する際には、子どもの最善の利益を実現するために、子どもの状況と里親の状況を十分勘案した適切なマッチングが必要です。そのため、登録された里親全てが子どもを受託するということは現実的には困難です。平成 30 年度末時点の本市の里親の受託率（全里親世帯数に対する委託している里親世帯数の割合）は 33.3%であり、里親等委託率の高い自治体でも 5 割程度であることを踏まえれば、実際に委託できるのは登録里親の 3～5 割程度と考えられます。

こうした状況を踏まえると、45 世帯の里親に新たに子どもを委託とした場合、受託率が平成 30 年度末時点と同じ 33.3%の場合は 10 年で 135 世帯、年 13～14 世帯の里親世帯を増やす必要があり、加えて、表 45 より直近 5 年間の里親登録取り消しの平均数が 14.6 件あることから、併せて年 28～29 世帯の里親を新たに登録する必要があります。

5 本市における里親委託率の数値目標

ア 国における里親等委託率の数値目標

国においては里親等委託率の数値目標について「概ね 7 年以内（3 歳未満は 5 年以内）に乳幼児の里親等委託率を 75%以上」、「概ね 10 年以内に学童期以降の里親等委託率を 50%以上」としています。

イ 本市における里親委託率の数値目標

子どもに特別なケアが必要である等の理由で施設での養育が必要な子どものほか、家庭の養育環境が整うまでの間や、里親やファミリーホームに委託されるまでの間など、短期間施設で養育される子どもも一定数いることから、本市においては、表 42 の本市における里親やファミリーホームでの養育が望ましい子ども数の見込みで推計した、10 年後の令和 11（2029）年に 49.4%（0～2 歳 57.6%、3 歳～就学前 65.0%、学童期以降 44.3%）の里親委託率の達成を目指すこととします。

里親やファミリーホームへの新規の委託児童数は、表 35 より直近 5 年間の平均が 19 人となりますが、目標を達成するためには、里親やファミリーホームへの委託児童数を、10 年で 59 人、年 6 人増やす必要がありますので、併せて年 25 人の新規の里親委託が必要となります。

目標年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	国 目標値
里親委託率 (0～2 歳)	22.8%	26.8%	30.9%	34.9%	38.9%	42.6%	46.4%	50.1%	53.9%	57.6%	75% (R6 まで)
里親委託率 (3 歳～ 就学前)	28.8%	32.7%	36.5%	40.4%	44.2%	48.4%	52.5%	56.7%	60.8%	65.0%	75% (R8 まで)
里親委託率 (学童期 以降)	31.7%	33.2%	34.6%	36.1%	37.5%	38.9%	40.2%	41.6%	42.9%	44.3%	50% (R11 まで)
里親委託率 (全体)	30.1%	32.3%	34.5%	36.7%	38.9%	41.0%	43.1%	45.2%	47.3%	49.4%	

6 里親委託推進のための取組

ア 里親登録数の増加

本市では、年 2 回実施している里親登録研修（定員各回 30 人）の申込者が常に満員となる状況があります。しかしながら、里親の実情や里親制度の周知が不十分であるために、研修を受講したものの、里親登録まで至らない方もいることから、確実に登録してもらえる方に研修を受けてもらうための事前里親説明会や事前面談の実施を検討します。

また、委託可能な里親を増やすための研修や、委託後の支援の充実を図ります。

さらに、未委託里親のうち約 3 分の 1 を占める養子縁組里親について、養育里親への変更を促すことや、養子縁組里親と養育里親の両方に登録できるようにするなど、登録制度の運用方法を検討します。

イ 未委託里親への支援等

未委託里親に対し、研修の実施などの支援が必要です。また、未委託里親について、里親同士のレスパイト・ケア（注 10）の委託先として活用するなど、里親の経験を積んでもらう機会の充実を図ります。

ウ その他

本市には平成 30 年度末現在、ファミリーホームは 1 ケ所です。養育里親や専門里親としての経験が豊富な里親に、ファミリーホームの開設を打診する取り組みを進め、複数化を目指します。

また、様々な課題を抱える子どもが増えていることから、児童福祉事業に従事した者のリクルートなど専門里親を増やす取り組みを行います。

（注 10：レスパイト・ケア）委託児童を養育している里親家庭が、一時的な休息のための援助を必要とする場合に、他の里親、施設などを活用して子どもを預けること

7 フォスタリング業務の実施体制の構築

フォスタリング業務とは、里親制度の周知、里親の募集、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭とのマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとってより良い里親養育がなされるために行われる様々な支援のことです。

【現状】

- 本市では、児童相談所に里親委託等調整員を配置し、相談受付、里親マッチング業務、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託解除後における支援などフォスタリング業務を実施しています。
- 里親の登録前研修及び更新研修の企画・実施は子供家庭支援課が児童相談所の協力を得て実施しています（更新研修は宮城県と合同で実施）。
- 里親会として、仙台市ほほえみの会が活動しており、研修や里親同士の交流・支援、普及啓発等を行っています。
- 市内の全ての児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員が配置されており、本市と連携しながら活動をしています。

【課題】

- 児童相談所に里親養育支援専任の児童福祉司の配置が必要です。
- 里親が児童相談所以外に常時相談できる場所が必要です。
- フォスタリング業務のうち外部に委託等が可能な部分の整理が必要です。
- 委託児童の特性の複雑化・多様化に応じ、里親の能力向上が求められます。
- 地域社会における里親制度の一層の啓発が必要です。

【対応】

- 児童相談所の里親支援にかかる職員体制や外部委託が可能な業務について整理を行い、業務委託実施の検討を行います。
- 里親会や各施設の里親支援専門相談員と協力し、専門的な研修を実施するなど、里親育成の充実を図っていきます。
- 里親制度のパンフレットを作成するなど、周知を図っていきます。

第6章 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

代替養育は、本来一時的なものです。子どもにとっては永続的に安定した養育環境で養育されることが重要なことから、長期的に実親の養育が望めない子どもや、長期間にわたり親との交流がない子どもなどについて、特別養子縁組によるパーマネンシー保障の検討をする必要があります。本市の状況を踏まえた支援体制の構築に向けた取組を行う必要があります。

1 市内の状況

本市児童相談所が関与した特別養子縁組成立件数は次のとおりです。

■表 49 特別養子縁組の成立件数推移 (単位：件)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
成立件数	1	0	4	1	5

出典：子供未来局事業概要

2 民間あっせん機関の状況

本市に届出をしている民間あっせん機関はありませんが、他都道府県市で届出をしている機関が本市の子どもを特別養子縁組の対象とすることがあります。

民間あっせん機関が行っている案件について、本市では把握できない状況があります。

3 「新しい社会的養育ビジョン」で示された目標について

平成 29 年 8 月に国から示された「新しい社会的養育ビジョン」では、パーマネンシー保障の観点から特別養子縁組は有力・有効な選択肢であり、概ね5年以内に年間 1,000 人以上の縁組み成立を目指すことが示されています。

本市の全国に占める人口比率 0.86% (平成 31 年 3 月 1 日現在 本市 1,089 千人/全国 126,248 千人) を踏まえると、本市に求められる成立件数はおおよそ年間 8~9 件と考えられます。

【課題】

- ・特別養子縁組について、十分認識されているとは言えず、里親制度や普通養子縁組など類似する制度との違いを含めて、制度の理解や普及を促進する必要があります。
- ・施設入所している子どもに、実親が長期間行方不明のため、長期間実親と交流できていない子どもがいます。
- ・特別養子縁組は、子どもの権利を最優先し、永続的に安定した養育環境を提供する制度ですが、親権者との調整が容易ではなく、同意が得られない場合は、申立て及び成立は困難となります。

- 特別養子縁組成立後に里親登録の取消申請をしたり、更新を希望せず登録が削除される里親については、児童相談所の関与がなくなります。なお、養育上の問題等が発生したときには一般の方と同様に児童相談所の相談支援を受けることができます。

【対応】

- 特別養子縁組制度に関する啓発を行い、制度の周知を図るとともに市民への理解を深めることを検討します。
- 予期せぬ妊娠等により、保護者による養育が困難と思われる生後間もない乳児について、特別養子縁組を見据えた里親委託を進める体制づくりについて検討します。
- 特別養子縁組の制度内容やその意義等について、児童の養育が困難である保護者に分かりやすく丁寧に説明し、児童の福祉上最善の選択ができるような環境を整えることを検討します。
- 養子縁組希望者に対しては、社会的養育の現状や対象となる子どもの特徴を十分に説明し、子どもの権利が最優先される制度であることへの理解を促します。
- 民間あっせん機関としての活動を希望する民間団体等があれば、必要な相談や情報提供等を行うと共に、事業開始後は十分な連携を図ります。
- 特別養子縁組が成立した後も、子どもや養親の状況について把握し、必要に応じて、関係機関と連携した支援を行うことを検討します。
- 特別養子縁組制度については、法制度の見直し（注 11）が行われており、その内容を確認しながら、児童相談所における、実親が行方不明の子どもへの特別養子縁組への対応、民間あっせん機関が事業を行うための申請に対する許可等への対応を検討していきます。

（注 11：特別養子縁組制度の法制度の見直し）民法等の一部を改正する法律、令和元年 6 月 14 日公布、令和 2 年 4 月 1 日施行。

特別養子縁組における養子となる者の年齢の上限を原則 6 歳未満から原則 15 歳未満への引き上げ。

特別養子縁組の成立の手続を二段階に分けて養親となる者の負担を軽減。

実親が第一段階の手続でした同意は、2 週間経過後は撤回不可。

児童相談所長が第一段階での手続の申立人又は参加人として主張・立証をする。

第7章 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換 に向けた取組

改正児童福祉法で示された「家庭養育優先原則」の推進を行っていくために、施設には子どもを「できる限り良好な家庭環境」で養育するための、小規模化かつ地域分散化に取り組むことが求められています。

また、施設は、施設に入所している子どもやその保護者に対して、児童相談所などの関係機関と連携を図り、家族再統合や家庭復帰のための支援を行うものとされています。

本市アンケート結果（表3～7）によると、入所している約半数の子どもが、施設の生活は、安全が守られていることや生活や学習などの支援を受けることができることが良いと答えており、半数以上の子どもが、生活や学校のことなどについて施設の職員に話をできると答えています。

一方で、約4分の1の子どもが施設の生活で良いと思うことがない、生活や学校のことなどについて話をできる人が特にいないと答えており、できるだけ多くの子どもが快適に生活できる施設を目指すための取り組みが求められています。

また、ケアニーズが非常に高い子どもへの専門的なケア等、様々な専門職がいる施設での養育は引き続き必要とされています。加えて、施設においては、これまで培ってきた豊富な経験による子どもの養育の専門性を活かし、社会的養育を充実・強化するための地域社会における貴重な資源として、在宅支援事業や里親支援事業などの多機能化・機能転換を行うことが必要とされています。

1 施設で養育が必要な子ども数の見込み

各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込みは表40のとおりです。そのうち、里親等での養育が望ましい子ども数の見込みは表42のとおりです。

表42から逆算した、施設で養育が必要な子ども数の見込みが表50のとおりで、令和11年度末の施設委託児童数見込人数は131人です。

また、131人は子どものニーズにのみ着目して里親等での養育が望ましい子ども数を推計し、その全てを里親等に委託できた場合に残った人数です。131人とは別に保護者が里親委託に同意しない場合など、委託が困難な子どもが一定程度いることが見込まれますので、そういった子どもの代替養育の場として施設の確保が必要となることを考える必要があります。

宮城県内には、表51のとおり児童養護施設が5ヶ所、乳児院が2ヶ所あり、令和11年度末の定員予定は331人です。県内の各施設には、宮城県・仙台市それぞれから子どもが入所していますが、概ね半数ずつ入所している状況であることから、331人の半数の165人を仙台市分と考え、仙台市の見込人数が入所するための必要数は満たしていると考えられます。

■表 50 施設で養育が必要な子ども数の見込み

(単位：人)

年度	R1(2019)		R6(2024)		R11(2029)	
	代替養育 児童数	施設委託児 童数見込	代替養育 児童数見込	施設委託 児童数見込	代替養育 児童数見込	施設委託 児童数見込
0～2歳	32	26	36	22	36	15
3歳～ 就学前	40	30	43	24	44	16
学童期以降	175	122	176	110	179	100
代替養育 児童数合計	247	178	255	156	259	131

R元年度の施設委託児童数はH30年度末と同数とした

■表 51 令和11年(2029)年度末の県内各施設の予定定員数

(単位：人)

施設の名称	R11 施設定員 (a+b)	R1 施設定員			
		本体施設の 定員(a)	地域小規模児 童養護施設の 定員(b)		
児童養護施設	丘の家子どもホーム	72	36	36	95
	ラ・サール・ホーム	54	36	18	80
	小百合園	50	38	12	50
	仙台天使園	60	36	24	80
	旭が丘学園	40	34	6	70
	計	276	180	96	375
乳児院	丘の家乳幼児ホーム	20	20	/	30
	宮城県済生会乳児院	35	35		55
	計	55	55		85
合計	331	235	96	460	

令和元年6～7月、宮城県子ども・家庭支援課及び仙台市子供家庭支援課合同で、各施設から将来の定員見込数等をヒアリング調査

2 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

【現状】

- ・宮城県内には乳児院2か所、児童養護施設5か所、児童心理治療施設1か所が設置されており、いずれも民間法人が運営しています。
- ・各児童養護施設では、地域小規模児童養護施設（グループホーム）や小規模グループケアを実施しています。
- ・宮城県内には県立の児童自立支援施設1か所が設置されています。
- ・宮城県内には公営・民営による母子生活支援施設4か所が設置されています。

【課題】

- ・各施設とも職員確保や育成に課題を抱えています。
- ・地域分散化を推進するにあたり、施設職員や受け入れる地域の理解が必要となります。
- ・地域小規模児童養護施設（グループホーム）を開設するにあたり、建築基準法、消防法、労働基準法等の規定を理解する必要があり、開設を目指す法人の負担となっています。
- ・高機能化や多機能化を推進するにあたり、各施設には、新たなスキルや技術の獲得、新しい役割への対応が求められます。
- ・施設での暮らしをより快適にするための工夫が求められます。
- ・宮城県内の乳児院、児童養護施設は7施設中5施設が本市内の一部地域に集中しており、所在地に偏りがあり、地域分散化、多機能化・高機能化を図る上で支障となることが懸念されます。

【対応】

- ・福祉人材の確保対策を検討します。
- ・施設職員の研修内容の充実を検討します。
- ・地域小規模児童養護施設（グループホーム）の開設マニュアルを作成します。
- ・施設が有する親子訓練室などの設備を活かした親子関係の調整や家庭復帰する際の調整、里親委託に向けた専門的な支援など、施設の高機能化の検討を施設と協力し行います。
- ・施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に係る施設整備を国の交付金を活用し、取り組んでいきます。また、老朽化のため建て替えを予定している施設がありますので、建て替えにあわせて、小規模化、高機能化、多機能化、機能転換を促します。
- ・環境改善補助金等で施設での暮らしをより快適にするための事業に引き続き補助を行います。

3 障害のある子どもの対応

現に施設入所している子どものうち、障害児入所施設への変更が望ましい子どもは表 38 のとおり、平成 30 年度末現在で 9 人います。また、里親に委託されている子どものうち、障害のある子どもは表 48 のとおり、平成 30 年度末現在で 5 人います。

【現状】

- ・宮城県内で受入れ可能な福祉型障害児入所施設は 1 か所（定員 60 人）設置されています。

【課題】

- 18歳を超えても次の生活の場所が見つからないため退所することができず、空きがでにくい状況があるため、入所待ちをしている子どもが約30人（令和元年8月時点）います。子どもや家族の状況に応じて、他県の障害児入所施設に入所するか、児童養護施設や乳児院に入所または里親に委託をしていますが、障害特性に合わせた養育の場を確保することが難しくなっています。

【対応】

- 児童養護施設等で障害のある子どもを養育している場合の措置費の加算制度等を検討します。

第8章 一時保護改革に向けた取組

一時保護は子どもの安全の迅速な確保と子どもの心身の状況、生活環境などの調査を行うため、一時的にその養育環境から離すものです。しかし、子どもにとっては、養育環境の変化により、精神的に大きな不安を伴うものです。このため、一時保護された子どもに対して、一時保護の理由や目的などを丁寧に説明するとともに、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要とされています。

平成30年7月に厚生労働省より示された一時保護ガイドラインでは、現状において、一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効性ある見直しを進めることが求められています。

そのため、一時保護ガイドラインで示されている課題について、本市の状況を踏まえ、子どもの最善の利益を守る一時保護のあり方について見直しを行う必要があります。

1 一時保護所の定員数・入所状況

【現状】

- ・本市児童相談所の一時保護所は、定員20人となっています。
- ・平成30年度に一時保護した子どもの数は、前年度の約1.4倍と大幅に増加し、一時保護所の定員を超える場合も少なくありませんでした。そのため、一時保護委託数も平成30年度は前年度の1.8倍と大幅に増加しています。
- ・一時保護所の定員を超える場合や児童の特性により、児童養護施設や里親等への一時保護委託がなされる場合があります。

■表52 一時保護人数推移

(単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
一時保護所	133	146	132	156	190
委託	33	86	66	75	138
計	163	232	198	231	328

※前年度末からの継続者数含む

出典：福祉行政報告例

■表 53 一時保護の1日あたりの児童数及び1人当たりの一時保護日数 (単位：人・日)

年度		H26	H27	H28	H29	H30
一時保護所	1日あたり人数	11.1	13.1	9.6	13.9	14.3
	1人あたり日数	30.6	32.8	26.6	32.5	27.6
委託	1日あたり人数	2.1	3.9	5.9	5.2	12.4
	1人あたり日数	22.9	16.6	32.8	25.3	32.7
計	1日あたり人数	13.2	17.1	15.6	19.1	26.7
	1人あたり日数	29.6	26.8	28.7	30.2	29.7

出典：福祉行政報告例

■表 54 一時保護委託先別委託人数推移 (単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
児童養護施設	0	9	2	5	12
乳児院	9	19	17	20	18
障害児関係施設	8	16	19	18	5
その他の施設	4	1	1	0	0
里親	10	23	22	17	39
その他	0	2	3	3	45
計	31	70	64	63	119

※委託解除者について的人数

※平成 30 年度のその他の内訳（障害児短期入所事業所 40 人、宮城県一時保護所 3 人、個人 2 人）

出典：福祉行政報告例

【課題】

- ・一時保護所は施設の構造上受け入れについて一定の制約があります。（男女別施設、部屋別定員数）
- ・一時保護対象児童の状況により、個別の配慮が必要な場合があります。

【対応】

- ・一時保護児童数の増加を勘案した一時保護所の定員の設定や構造上の改善に向けた検討を行います。
- ・児童養護施設に一時保護専用施設の整備を行います。

2 施設への一時保護委託

【現状】

- ・一時保護所に対応できない乳児を除く、施設への一時保護委託については、あまり行われていません。

【課題】

- ・緊急一時保護の場合は一時保護委託が難しい状況があります。
- ・障害のある子どもの一時保護専用受入施設がなく、障害のある子どもの一時保護が難しい状況があります。

【対応】

- ・児童養護施設の一時保護受入人数拡充のための方策を検討します。
- ・関係部署と連携して、障害のある子どもの一時保護受入先の確保に努めます。

3 里親への一時保護委託

一時保護委託の形態として、里親への一時保護委託があります。子どもにとっては家庭的な環境で生活することが、権利擁護につながりますが、子どもと里親の安心安全な生活を確保する必要があります。

本市アンケート結果（表 28）においても、一時保護所での生活で嫌だったこととして、約 8 割の子どもが「自由に外に出られなかったこと」と答え、6 割強の子どもが「学校に行けなかったこと」と答えています。子どもの安全が保障される場合には、開放的環境（注 12）で、通学することも可能である里親宅への一時保護は、子どもの権利を最優先に考えれば望ましい環境です。

（注 12：開放的環境）平成 30 年 7 月 6 日厚生労働省子ども家庭局長通知「一時保護ガイドラインについて」により、閉鎖的環境とは、一定の建物において、子どもの自由な外出を制限する一時保護の環境のことを指し、それ以外の環境を開放的環境と呼んでいる

【現状】

- ・一時保護委託の約 33%が里親への委託となっています。
- ・子どもの権利擁護のために、学校への通学ができるようにしています。

【課題】

- ・学区内に委託可能な里親がない場合があります。
- ・子どもの衣服や身の回りの品を里親が準備する必要があります。

【対応】

- ・中学校区ごとに委託可能な里親を確保する取り組みを検討します。
- ・委託先里親の負担軽減のために、子どもの衣服やベビーカーなどをすぐに貸し出せる仕組みを検討します。

4 一時保護専用施設の確保・整備

一時保護の形態として児童養護施設等への一時保護委託がありますが、一時保護ガイドラインでは、措置により入所している子どもと一時保護された子どもが混在する施設環境は、双方への影響が大きい
ため、混在しないよう配慮する必要があり、児童養護施設等に一時保護専用施設を整備することなど
により、入所定員枠とは別に一時保護定員枠を確保することが望ましいとされています。

本市の一時保護委託の状況を踏まえ、一時保護専用施設の必要性について検討する必要があります。

【現状】

- ・市内に一時保護専用施設は設置されていません。

【課題】

- ・一時保護専用施設のニーズはありますが、県内の児童養護施設等には一時保護専用施設の運営スキルやノウハウがない状況です。
- ・国の示す一時保護専用施設の基準では職員の確保・業務ローテーション組み立てが難しい状況があります。

【対応】

- ・児童養護施設1施設に一時保護専用施設を設置し、その後、設置施設をモデルとして、他の施設への設置を検討します。

5 一時保護に関わる職員の育成方法と実施時期、職員の専門性向上と意識共有

一時保護については、その目的を達成し、適切な支援が行われるよう、職員の専門性の向上と意識共有を行うことが求められます。子どもの権利擁護や被虐待による心的外傷、子どもの発達や障害等に関する知識、家庭環境の子どもに与える影響など、様々な知識や子どもへの支援方法に関する研修などについて検討する必要があります。

【現状】

- ・児童福祉司等に対し、一時保護や子ども・家庭の支援を行うためのケースワークに関する研修を行っています。
- ・一時保護所職員が一時保護解除後の子ども等の実情に関する会議及び研修に参加する機会が限られています。
- ・学習支援を行うため教員を配置しています。

【課題】

- ・一時保護に関わる職員に求められる知識の向上やスキルに応じた研修が必要と考えられます。

【対応】

- ・所内研修の充実や派遣研修への参加を積極的に行います。

6 一時保護所の環境及び体制整備について

一時保護については、安全確保やアセスメントが適切に行われる体制が必要ですが、一方では代替養育の場という性格を有することから、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできるだけ良好な家庭的環境を整備し、個別性を重視した対応ができる体制整備が求められています。また、閉鎖的環境のみではなく、安全確保やアセスメントに支障がない場合に、開放的環境を一時保護委託による対応で用意し、子どもの外出を可能な限り認めるとともに、できる限り原籍校への通学が可能になることが望ましいと考えられます。

そのため、本市における一時保護所の環境について、子どもを守る安全な環境で、できる限り個別性を重視した対応が可能な環境及び体制整備について検討する必要があります。

【現状】

- ・現在の一時保護所は、「開放的環境」を予め想定した施設ではありません。
- ・個室がないため、面会室を個別対応の部屋として対応しています。
- ・入所児童が通学できないため、教員が配置され対応しています。
- ・本市アンケート結果（表 28）において、一時保護所での生活で嫌だったこととして、約8割の子どもが「自由に外に出られなかったこと」と答え、6割強の子どもが「学校に行けなかったこと」と答えています。

【課題】

- ・「開放的環境」の構築に向けた検討が必要です。
- ・緊急一時保護や児童の状態に合わせた個別的な配慮を行うため、一時保護体制の充実が必要です。
- ・個別対応が必要な子どもへの処遇などのため、1部屋1人とする対応が求められる場合がありますが、施設に十分な余裕がない状況があります。
- ・入所中も学校に通える環境、希望する場合は十分な学習が可能な環境を整える必要があります。

【対応】

- ・将来的な一時保護所定員増のための検討に併せて、「開放的環境」、個別対応可能な居室の設置、十分な学習環境を検討します。

7 一時保護ガイドラインを踏まえた子どもの最善の利益を守るための保護について

一時保護は、子どもや保護者の同意が得られない場合にも行うことができるという強制力をもっていますが、子どもの安全を確保し、支援方針を決定するまでの短期間のものであるゆえに認められているものです。特に児童虐待については、対応が遅れることで子どもの生命に危険が及び可能性があることから、必要な時には子どもや保護者の同意がなくとも躊躇なく行うことが求められています。

また、子どもの安全を守るための閉鎖的環境については、子どもの権利擁護の観点から必要最小限とし、安全確保が可能な場合には開放的環境に移行すること、閉鎖的環境での保護の継続が必要な場合は、子どもや保護者等の状況に応じ、その必要性を2週間以内など定期的に検討した上で児童相談所長が決定して記録に留め、子どもや保護者に説明することが求められています。

加えて、子どもの権利が侵害されたときの解決方法や意見表明の方法等を子どもの年齢や理解力に応じて説明し、閲覧できるよう冊子等を用意することや相談窓口の明確化等が必要であり、一時保護所に対する第三者機関による視察や子どもの意見聴取等の子どもの権利を守る仕組みを設けることが望ましいとされています。

こうした一時保護ガイドラインに示された子どもの最善の利益を守るための一時保護所での生活について、本市の取組を検討する必要があります。

【現状】

- ・一時保護所内に意見箱を設置しているほか、子ども自身が自らの権利を知るための仕組みを説明しています。
- ・一時保護所に対する第三者評価は未実施です。
- ・入所児童が直接第三者に意見表明するための仕組みは未整備です。

【課題】

- ・一時保護ガイドラインに示された、子どもの権利擁護、外出・通信・面会・行動等に関する制限、被措置児童等虐待の防止、子ども同士の暴力等の防止などを踏まえた対応に対する職員の理解、施設の整備が必要です。

【対応】

- ・一時保護所内の意見箱の設置を継続します。
- ・第三者評価の受審を検討します。
- ・入所児童が直接第三者に意見表明するための仕組みを検討します。

第9章 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

代替養育のもとで育ち、社会へ自立する子どもは、家族からの支援が脆弱である場合が多く、日常的な困りごとや対人関係、住居や経済的な問題などについて、相談先や支援者が乏しい状況になる場合があります。

本市アンケート結果（表 21）においても、約半数の子どもが、施設を退所した後に、生活していても分からないことや困った時に気軽に相談できるところがあると安心できると答えています。

こうした状況を踏まえ、改正児童福祉法では自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組み等が整備されるとともに、社会的養護自立支援事業や自立援助ホームの実施など、社会的養護の子どもへの自立支援策の強化のための取組が求められています。

また、障害のある子どもの場合は、より長期的・継続的な支援が必要となり、本人の意向を尊重しつつ、障害者施策の積極的活用を図り、継続的に支援を行う必要があります。

そのため、本市における自立支援の取組の現状を踏まえ、今後の取組や計画の検討を行う必要があります。

【現状】

- ・施設や里親に措置されていた子どもの 20 歳から 22 歳までの継続支援や、退所後のアフターケアを行う、社会的養護自立支援事業を実施しています。
- ・児童養護施設等を退所した子どもの自立を支援するため、宮城県において、宮城県社会福祉協議会を通じた資金貸付を行う、自立支援資金貸付事業を実施しています。
- ・児童養護施設等を退所した子どもの、就職、住宅賃借、大学等進学の際の身元保証人に施設長等がなった場合の損害保証を行う、身元保証人確保事業を実施しています。
- ・宮城県内にはいずれも民間法人が運営する自立援助ホームが4ヶ所あります。

【課題】

- ・社会的養護自立支援事業、自立支援資金貸付事業、身元保証人確保対策事業等に関して、子どもや支援者への周知が不足しています。
- ・施設や里親に措置されていた子どもが、施設や里親宅に帰省した場合に、対応する職員や里親に係る経費を支弁する仕組みがありません。
- ・障害のある子どもの自立するための住居（グループホームなど）や就職先を見つけることに、子どもや支援者が苦勞しています。
- ・自立した子どもの携帯電話・アパートなどの契約手続き、金銭トラブル、未成年後見人の手続きなど、子どもや支援者が法律的な手続きをすることに苦勞する場合があります。
- ・自立援助ホームでは、退所した子どものアフターフォローや発達障害のある子どもの対応が年々増えており、国基準の職員数では十分に対応することが困難な場合があります。そのため、定員に空きがあっても、入所できない場合があります。

【対応】

- 社会的養護自立支援事業、自立支援資金貸付事業、身元保証人確保対策事業を継続し、制度の周知を図ります。
- 施設を退所した子どものケアに関わる自立支援担当職員等の配置や、施設や里親から自立した子どもが、施設や里親宅に帰省した場合に係る経費を措置費等で支弁できるように国に要望するとともに、本市独自の取り組みを検討します。
- 障害のある子どもの、住居や就職先の支援などを行っている機関と、施設や里親とが協力できる仕組みを検討します。
- 法律的な支援が必要な子どもについて、弁護士に相談できる仕組みを検討します。
- 自立援助ホームの職員配置基準の改善等について国に要望するとともに、本市独自の取り組みも検討します。

第10章 児童相談所の強化等に向けた取組

児童虐待については、児童相談所の相談対応件数は一貫して増加を続けており、重篤な児童虐待事件も後を絶たず、深刻な状態が続いています。

こうした状況に対応するため、改正児童福祉法では児童虐待対策強化の一環として、市町村及び児童相談所の体制の強化等が対策として講じられました。その後、平成30年3月に東京都目黒区で5歳女児の児童虐待死亡事件が発生し、同年7月20日に開催された児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が決定したほか、同年12月18日には児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において、「児童虐待防止対策総合強化プラン」が策定され、児童虐待防止対策に関する取組を進めていくこととされました。

しかしながら、平成31年1月に千葉県野田市で小学4年生女児の児童虐待死亡事件が発生したため、同年2月8日に再び関係閣僚会議において、「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」が決定され、対策に取り組むことが示されました。

こうした状況や本市において平成30年度以降に児童死亡事件が複数発生したことを踏まえ、増加する深刻な児童虐待事案に対応するための、本市における児童相談所の強化等に向けた取組について検討する必要があります。

【現状】※平成31年4月1日現在

・職員配置等

児童福祉司の配置について、児童福祉法施行令（平成28年改正）の基準を満たす配置が求められています。

弁護士と業務委託契約を締結し、必要に応じ相談できる体制となっています。

医師の配置は非常勤職員4人（週1回～月1回勤務）となっています。

教育機関との連携のため、児童相談職員として教員を配置しています。

児童相談所職員として元警察官を配置しています。

保健師を2人配置（うち非常勤職員1人）しています。

・経験年数の短い児童福祉司が増えています。

・一時保護等の介入的対応を行う職員と支援を行う職員を分ける機能分化をしています。

【課題】

・児童福祉法施行令（平成28年改正）及び「児童虐待防止対策総合強化プラン（平成30年12月）」に基づく職員の配置が必要です。

・職員の能力のさらなる向上のため、児童福祉司等に求められるスキルに応じた研修の充実が求められます。

【対応】

・児童福祉法施行令（平成28年改正）及び「児童虐待防止対策総合強化プラン（平成30年12月）」に基づき、児童福祉司を令和4年度までに平成31年4月比で12人増やします。

- 児童福祉法施行令（平成 28 年改正）及び「児童虐待防止対策総合強化プラン（平成 30 年 12 月）」に基づき、児童心理司を令和 6 年度までに平成 31 年 4 月比で 3 人増やします。
- 「児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成 31 年 3 月）」を踏まえた児童相談所の体制強化を推進します。
 - 常時弁護士に相談できる体制の構築を検討します。
 - 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除の判断等の方針決定に、弁護士や医師等が関与できる体制を検討します。
 - 第三者評価など児童相談所の業務に対する評価の実施を検討します。
- 児童相談所職員として現役警察官を配置します。
- 所内研修、派遣研修を充実します。

参考

1 仙台市社会的養育推進計画策定経過

年 月 日	会 議 等
平成31年4月26日	関係施設に対する説明会開催（宮城県と合同）
令和元年5月21日	市議会常任委員会報告 ・仙台市社会的養育推進計画の策定について
令和元年6～7月	関係施設及び関係機関に対するヒアリング実施（宮城県と合同）
令和元年7～8月	児童養護施設で代替養育を受けている子どもへのアンケート調査実施
令和元年9月20日	仙台市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 措置・里親審査部会 ・仙台市社会的養育推進計画（素案）の審議
令和元年11月8日	仙台市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 措置・里親審査部会 ・仙台市社会的養育推進計画（中間案）の審議 ・パブリックコメントの実施について
令和元年11月21日	市議会常任委員会報告 ・仙台市社会的養育推進計画（中間案）について ・パブリックコメントの実施について
令和元年11月27日 ～12月27日	仙台市社会的養育推進計画（中間案）に対するパブリックコメントを実施
令和2年3月17日	仙台市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 措置・里親審査部会 ・仙台市社会的養育推進計画（最終案）の審議
令和2年3月23日	仙台市社会的養育推進計画策定

※ 仙台市社会的養育推進計画（中間案）に関する市民意見公募（パブリックコメント）の実施結果

- ・実施期間：令和元年11月27日（水）～令和元年12月27日（金）
- ・意見提出者・団体数：13
- ・意見件数：59

2 仙台市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 措置・里親審査部会 委員名簿

任 期：令和元年6月8日～令和4年6月7日

	氏 名	役職・所属団体等
部会長	塩 野 悦 子	宮城大学看護学部教授
副部会長	村 田 祐 二	仙台市医師会（仙台市立病院副院長）
委 員	佐 藤 亜矢子	仙台市民生委員児童委員協議会
委 員	土 倉 相	仙台市児童養護施設協議会 （児童養護施設仙台天使園園長）
委 員	内 藤 梓	仙台弁護士会
委 員	中 嶋 嘉津子	仙台市ほほえみの会会長

委員五十音順

仙台市社会的養育推進計画

令和2年3月

編集・発行 仙台市子供未来局子供育成部子供家庭支援課
仙台市青葉区上杉一丁目5番12号
TEL 022-214-8180